

日本外洋ヨットオーナーズクラブ会員の皆様

SAIL ON
セーリングクルーザー
専用保険

団体ヨット・モーターボート総合保険のご案内

取扱代理店
株式会社ピー・アール・エフ
セイル・オン事業部

引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

SAIL ON

セーリングクルーザー専用保険

団体ヨット・モーターボート総合保険のご案内

1-1. SAIL ON セーリングクルーザー専用保険とは

セーリングクルーザー専用保険が誕生しました。

- ◇ この保険は日本外洋ヨットオーナーズクラブが、保険契約者となり、その構成員を加入対象とする「ヨット・モーターボート総合保険」の団体契約です。
- ◇ “SAIL ON セーリングクルーザー専用保険”の呼称は、団体ヨット・モーターボート総合保険のペットネームです。

1-2. SAIL ON セーリングクルーザー専用保険の仕組み

- ◇ この保険は「日本外洋ヨットオーナーズクラブ」が保険契約者となる団体契約です。
- ◇ 加入対象者は「日本外洋ヨットオーナーズクラブ」の構成員に限ります。
- ◇ 補償期間（ご契約期間）は平成27年4月1日午後4時から平成28年4月1日午後4時までの1年間です。

【特長1】団体割引制度による保険料割引

保険料には「当該団体保険制度の加入者数に応じた団体割引」を適用します。

- 20名以上：5%割引
- 100名以上：10%割引
- 500名以上：15%割引
- 1,000名以上：20%割引

【特長2】等級制度の採用（船体保険）

個々の加入者について船体保険「無事故等級制度」を採用しました。

事故1件で2等級ダウン、1年間無事故の場合は1等級アップします。

【特長3】特別割引（船体保険）

国際VHF装備、マリンVHF装備、BAN加入、セールナンバー表記など安全装備について特別割引を適用します。

【特長4】個別の艇ごとの損害率による割増

個別の艇の毎年11月末から起算した過去3年間の損害率（支払保険金総額と保険料総額の比率）が80%以上となった場合、4月以降の船体基準料率はその艇について5%割増となります。また、200%以上となった場合、原則お引き受けできません。

保険事故が増えますと、次年度の団体全体の船体基準料率が高騰しますので、安全運行につきご留意賜りますようお願い申し上げます。

1-3. ご加入できない艇種について

- ◇ 本保険の加入対象艇は「セーリングクルーザー」に限ります。
- ◇ 本保険ではセールボートのうちキャビンを有するものを「セーリングクルーザー」と定義します。キャビンを有しない「セーリングディンギー」はご加入いただけません。
- ◇ また、次の艇種はご加入いただけません。
 - * レース専用艇または営業用モーターボート
 - * ホバークラフト
 - * 漁船
 - * 作業船
 - * 貨物の運搬を業とするもの
 - * 水中翼船
 - * 総トン数 20 トン以上のモーターボート
- ◇ 次の艇種は一般のヨット・モーターボート総合保険で加入対象となりますが、本団体保険にはご加入いただけません。
 - * 総トン数 20 トン未満の非営業用モーターボート

2-1. 船体保険 ～あらましについて～

<保険金をお支払いする主な損害>

沈没、座礁、座洲、衝突、火災、盗難等の偶然な事故によってご契約の対象である船舶（被保険船舶）にじた損害に対して保険金をお支払いします。

<ご契約の対象の範囲>

【スタンダードコース】

船舶（エンジンを含みます）、およびこれに定着または装備されている標準機器・装備品がご契約の対象となります。

また、付属機器・装備品はお申込時にご申告いただき、団体ヨット・モーターボート総合保険加入申込票に記載いただくことでご契約の対象とすることができます。ただし、燃料、食料、その他の消耗品はご契約の対象に含まれません。

【ワイドAコース】

上記スタンダードコース対象の範囲に加えて、セイルの損害についても補償します。

ただし、セイルの盗難・紛失・流失については補償対象外となります。

【ワイドBコース】

上記スタンダードコース、ワイドAコース対象範囲に加えて、偶然な事故による「エンジンの焼きつき」によるエンジン自体の損害、偶然な事故によるドライブユニットに単独で生じた損害についても補償します。

<保険金額（保険のご契約金額）の設定>

保険金額は、以下のとおり算出した保険価額（時価額）と同額でご設定ください。

$$\boxed{\text{保険価額（時価額）}} = \boxed{\text{再調達価額}} - \boxed{\text{経年減価額}}$$

(100万円単位)

★再調達価額：ご契約時点におけるご契約の対象である艇の新品価格

※現在製造、販売していない艇については同メーカーの同種、同程度の価格を参考にします。

★経年減価額：ヨット・モーターボートの経年減価額は、次の減価率を基準とし、使用頻度や保管状況、消耗状況により調整します。

減価率：1年経過＝15%、2年経過＝30%、3年経過＝45%、4年以上経過＝60%

<お支払いする保険金>

お支払いする保険金は下記のとおりです。

●分損の場合

$$\text{支払保険金} = (\text{損害額} - \text{免責金額} < \text{自己負担額} >) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{艇の時価額}}$$

●全損の場合

- ・ 保険金額を限度として事故時の艇の時価額（注）をお支払いいたします。
- ・ 全損の場合には免責金額（自己負担額）は差し引きません。
- ・ お支払いする保険金は保険金額または艇の時価額のいずれか低い額を限度とします。

（注）事故時の時価額：再調達価額 - 経年減価額

<免責金額（自己負担額）>

このご契約には、以下の免責金額（自己負担額）が適用されます。

★一般事故…クルージング中、係留中、保管中など

- ① 前年無事故かつ8～12等級の加入者 : 1回目 5万円 ・ 2回目以降10万円
- ② 当年新規の加入者 : 1回目10万円 ・ 2回目以降15万円
- ③ 前年事故ありかつ1～7等級の加入者 : 1回目15万円 ・ 2回目以降20万円
- ④ セイル単独損害の場合 : 毎回5万円

★レース中事故 : 15万円（ただし、前年事故ありの加入者については2回目以降の場合20万円）

*当該レースのスタート30分前からフィニッシュ後10分迄

★マスト単体事故 : 20万円

<保険金支払後の保険契約>

保険金をお支払いすべき損害が全損である場合は、この船体保険はその損害発生の際に終了します。全損でないかぎり、保険金のお支払が何回あっても、保険金額は減額されずに保険契約は保険期間の終了日まで有効です。

2-2. 船体保険 ～特別割引について～

安全装備を保有する艇について下記の特別割引を適用します。なお無線装備とJSAFセールナンバーの双方が装備されていても10%割引を限度とします。

◇ 無線電話など安全装備について特別割引を適用します

- ①国際VHF無線、マリンVHF無線搭載艇 : 5%の割引
 - ②BAN加入艇 : 5%の割引
 - ③JSAFセールナンバー表示艇 : 10%の割引
- ※上記①～③すべてを同時に満たす場合でも10%割引を限度とします。
※一般の携帯電話は割引対象ではありません。

2-3. 船体保険 ～等級制度について～

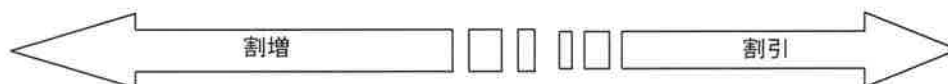
◇ 船体保険にご加入いただいている個々のご加入者ごとに「船体等級」を適用します。

$$\text{適用料率} = \text{船体基準料率} \times \text{船体等級係数} \times (1 - \text{特別割引}) \times \text{損害率割増} (5\% \text{ ※})$$

◇ 船体等級の適用係数は下記のとおりです。

★2014年4月以降下記等級となります

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級	12等級
係数	全損のみ	3.5	2.8	2.3	1.8	1.5	1.3	7割増	0.97	0.95	0.94	0.93



・初年度新規加入者は8等級とします。保険満了の4ヶ月前起算過去1年間の事故実績で次年度の等級を決定します。無事故の場合1等級アップ、事故1件につき2等級ダウン。2事故の場合は4等級ダウンします。

・団体制度維持のため、事故多発の場合は次年度のお引き受けをお断りする場合がございます。

- * 損害率割増については、P2の「特長4」個別の艇ごとの損害率による割増をご参照ください。
・2012年度等級から上記事故カウントによる等級アップ・ダウン後、プラス4等級となります。

2-4. 船体保険 ～台風、高潮、暴風雨などの風水害による損害について～

- ◇ この保険では、風水害危険補償特約条項（セーリングクルーザー用）をセットしており、洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然現象によって生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害について、保険金をお支払いします。
- ◇ ただし、洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然現象によって、係留中または陸置中にファーストジブセール、ファーストメインセールなどの巻き取り式セールが展開したこと等により生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害については、保険金をお支払いできません。
- ◇ また、洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然現象によって、係留中または陸置中に巻き取り式セール以外のすべてのセールが展開したこと等により生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害については、保険金をお支払いできません。

3. 賠償責任保険

<保険金をお支払いする主な損害>

ご契約の対象である船舶の所有、使用または管理に起因して、船外の他人を死傷させたり（対人賠償）、他人の財物を破損した（対物賠償）ために負担する「法律上の損害賠償責任」によって被る損害に対して保険金をお支払いします。

<お支払いする保険金>

お支払いする保険金は損害賠償金および応急手当などの費用から免責金額（自己負担額）を差し引いた額となります。ただし、保険金額を限度とします。また、争訟費用については原則として全ての費用をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金の額がご契約金額（保険金額）を超える場合は、以下の式により算出した額をお支払いします。

$$\text{争訟費用の支払額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{損害賠償金}}$$

4. 搭乗者傷害危険補償特約

<保険金をお支払いする主な損害>

ご契約の対象である船舶に搭乗している方（操縦者を含みます）が、急激かつ偶然な外来の事故により、身体にケガを被った場合に保険金をお支払いします。

<お支払いする保険金>

【医療保険金】

事故によるケガの治療のため、入院・通院した場合、1日につき1名あたりの傷害保険金額の1/1,000（事故発生の日から180日限度）をお支払いします。

【後遺障害保険金】

事故発生の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたときはその程度により1名あたりの傷害保険金額の4～100%をお支払いします。

【死亡保険金】

事故発生の日から180日以内にそのケガがもとで亡くなられたときは1名あたりの傷害保険金額の全額をお支払いします。なお1回の事故で複数の方が死傷し、上記によって計算した保険金の合計額が1事故保険金額を超えるときは1事故保険金額がお支払いの限度となります。

5. 捜索救助費用補償特約

<保険金をお支払いする主な損害>

ご契約の対象である船舶に搭乗している方が遭難し、その捜索・救助のために費用がかかった場合に、保険金額を限度として捜索救助活動に必要なと認められる額をお支払いします。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

[船体保険／賠償責任保険／搭乗者傷害危険補償特約／捜索救助費用補償特約に共通]

- * 保険料をお支払いいただく前に生じた事故
- * 北海道、本州、四国、九州、奄美の各本島および沖縄諸島の陸地から200kmを超えて離れているときの損害
- * 地震、噴火、津波、戦争、原子力危険による損害
- * 故意による損害

など

[船体保険／搭乗者傷害危険補償特約／捜索救助費用補償特約に共通]

- * 酒酔操縦による損害

など

[船体保険]

- * 詐欺または横領による損害
- * 欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗による損害
- * 故障損害(故障を原因として生じた火災、沈没、衝突等の損害は除きます)
- * エンジンのみの盗難(ただし、艇庫(注1)内保管中または船舶の保管を業とする保管業者(注2)への寄託中は除きます)
- * 洪水、高潮、暴風雨、旋(せん)風、台風その他これらに類似の自然災害によって、係留中および陸置中にファーリングジブセイル、ファーリングメインセイルなどの巻き上げ式セイルが展開したこと等により生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害については、保険金をお支払いしません。
- * 巻き上げ式以外のすべてのセイルについても同様に、係留中および陸置中にセイルが展開したこと等により生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害については、保険金をお支払いしません。
- * 新規に契約する時点で、気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた損害
- * セイルに生じた損害(ただし、船体「ワイドAコース・ワイドBコース」にご加入の場合は除く)
- * ドライブユニット(船外機についてはローユニット)、エンジンの焼付によりエンジン自体に生じた損害(ただし、船体「ワイドBコース」にご加入の場合は除く)

など

[賠償責任保険]

- * 被保険者の同居の親族、被保船舶搭乗者に対する損害賠償責任
- * 補償の対象となる方が所有、使用または管理する財物(他人から預かったり、賃借しているものを含みます)の損壊についての損害賠償責任

など

[搭乗者傷害危険補償特約／捜索救助費用補償特約に共通]

- * 被保険者が、被保険船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで操縦中に生じた傷害

など

[搭乗者傷害危険補償特約]

- * 日射、熱射または精神的衝動による身体障害

など

(注1) 艇庫とは、盗難危険および風水害危険に対する防衛装置が施されている施設をいいます。

(注2) 船舶の保管を業とする保管業者には、係留権だけを貸す簡易マリーナは含まれません。

上記以外にも保険金をお支払いできない場合がありますので、普通保険約款・特約を必ずご確認ください。

7-1. 加入プラン

- ◇ 船体保険の加入の有無をご選択いただきます。
- ◇ 船体保険以外の補償で搭乗者傷害危険補償特約もしくは捜索救助費用補償特約をセットする際は船体保険または賠償責任保険とのセット加入となります。
- ◇ 保険金額の設定方法は下記のとおりです。

【船体保険】

保険金額は100万円単位でご設定ください。

【賠償責任保険】

1億円/3億円/5億円からお選びください。

【搭乗者傷害危険補償特約】

1名あたりの傷害保険金額を1千万円/2千万円/3千万円/4千万円/5千万円からお選びください。

1名あたりの傷害保険金額に搭乗者数（原則、定員数）を乗じた金額を1事故傷害保険金額とします。1事故保険金額の上限は5億円です。

【捜索救助費用補償特約】

2百万円となります。

7-2. お見積りについて

- ◇ 艇の使用、保管、整備状況、設定保険金額などを『コンディション・レポート』にご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。
- ◇ 船舶検査証書、船舶検査手帳（表・裏）、小型船舶登録事項通知書のコピー、現在ご加入の保険証券のコピーも同封ください。
- ◇ 書類到着後、3日～1週間程度で見積書を送付させていただきます。

【送付先】 〒162-0827 東京都新宿区若宮町1番地
株式会社ピー・アール・エフ セイル・オン事業部

7-3. ご加入手続きについて

- ◇ 契約条件が決まりましたら、『加入申込票』に必要事項を記入し、署名・押印の上、日本外洋ヨットオーナーズクラブ事務局あてにご返送ください。
- ◇ 継続契約の場合、加入申込票の送付・保険料のお振込みとともに3月29日が締切日となります。
- ◇ 保険料は日本外洋ヨットオーナーズクラブの下記口座へお振込みください。
- ◇ 保険契約成立後、加入者証をお送りします。大切に保管ください。
- ◇ なお平成28年4月1日午後4時を終期として、中途加入を受け付けています。
- ◇ 中途加入の場合の保険始期日は加入申込票の到着、保険料の着金を確認できた日の翌日の午前0時となります。

8-1. ご加入時にご注意いただきたいこと

- ◇ 『コンディション・レポート』をご提出いただく際、記入内容を再度ご確認ください。
- ◇ ご加入申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。
- ◇ ご加入の内容は、普通保険約款および特約によって定まります。「普通保険約款・特約集」および保険証券は保険契約者に交付されます。このパンフレットは概要を説明したものです。詳しくは、「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- ◇ ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。ご加入申込人および被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります）。

※印の項目について故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合にはご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。
- ◇ ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ◇ 船体保険の保険金額（保険のご契約金額）は保険価額（ご契約の対象である船舶の時価額）と同額でご設定ください。保険金額が保険価額に対し過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いとなることがあります。
- ◇ この保険契約と同様の損害を補償する、他の保険契約（または共済契約）がある場合は必ずお知らせください。
- ◇ 被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合は、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご加入にあたっては補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

※なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

8-2. ご加入後にご注意いただきたいこと

- (1) 保険契約者または被保険者は次に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務（通知義務）があります。
- ①被保険船舶の対象種別、艇長・馬力、用途を変更した場合
 - ②上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生した場合

保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、前記の通知事項について遅滞なくご連絡
いただけなかった場合、保険期間の中途であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いでき
ないこと（注）がありますのでご注意ください。

（注）ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限り
ます。

（２）その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご連絡ください。

- （３）
- | |
|---------------------------------|
| ① 譲渡・売却などによりご連絡の被保険船舶の名義を変更した場合 |
| ② ご加入者の住所または連絡先を変更した場合 |

引受保険会社の取り扱う他の商品でお引き受けできるときには、改めてご契約し直していただく
ことができますが、本商品と補償内容が異なることがあります。また、他の商品でお引
き受けできない場合もありますのでご理解ください。

ご契約の被保険船舶が次に掲げる被保険船舶に変更した場合

- ・総トン数20トン以上の営業用モーターボート
- ・総トン数5トン以上の船舶
- ・水中翼船、ホバークラフト、漁船（つり船を除きます）、作業船、貨物運搬船

（４）前記（１）から（３）に該当しない場合でも、加入申込票記載事項に変更が発生した場合は、取扱
代理店または引受保険会社までご連絡ください。

8-3. 事故が発生した場合には

- ◇ ただちに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保
険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

8-4. 賠償事故による示談交渉サービスはありません。

- ◇ この保険では、保険会社にご加入者（被保険者）に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サー
ビス」はありません。万一、ご加入者（被保険者）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問
題が円滑に解決するようご加入者（被保険者）からの相談に応じさせていただきます。なお、被害者との
間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご相談ください。引受保険会社の承認がないま
ま被害者に対して損害賠償の全部または一部を承認された場合には、普通保険約款・特約の規定によ
り損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

8-5. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい
金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される場合があります。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人
をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保
険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金や解約返れい金等は80%まで補償され
ます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。また、保険契
約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、
その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

8-6. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)ホームページ

(<http://www.aioinissaydowa.sonpo.co.jp/>) をご覧ください。

保険商品・契約内容に関するお問合わせ
【取扱代理店】株式会社ピー・アール・エフ セイル・オン事業部 【電話番号】 03-3266-0764 平日9:00~18:00 ※おかけ間違いにご注意ください。
あいおいニッセイ同和損保のお問合わせ・ご相談・苦情窓口
0120-101060 [受付時間：平日AM9:00~PM5:00、土日祝日および年末年始を除きます] ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます ※おかけ間違いにご注意ください。 ※ご加入の団体名（日本外洋ヨットオーナーズクラブ）をお知らせください。[加入者証]等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
あいおいニッセイ同和損保社は保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。あいおいニッセイ同和損保社との間で問題解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル]0570-022808 ※受付時間 [平日AM9:15~PM5:00 (土日祝日および年末年始を除きます)] ※通話料はお客様のご負担となります。 ※携帯電話からもご利用いただけます。 ※PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 ※詳細は一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 http://www.sonpo.or.jp/
・事故が発生した場合は、ご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。 あんしん24受付センター 0120-985024 ※受付時間[365日 24時間] ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ※おかけ間違いにご注意ください。

取 扱 代 理 店
 株 式 会 社 ピー・アール・エフ
 セ イ ル ・ オ ン 事 業 部

〒162-0827 東京都新宿区若宮町1番地
 TEL: 03-3266-0764
 FAX: 03-5225-2088

引 受 保 険 会 社
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京中央支店新宿第一支社

〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル17階
TEL : 03-5371-6551
FAX : 03-5371-6550

2015年 2月承認 (A14-103853)